

# 運輸安全マネジメント

株式会社 伊勢国際観光 運輸安全報告書（運輸安全マネジメントに関する取り組み）

## 1 経営責任者の責務と輸送の安全に対する基本的な方針

輸送の安全確保の為安全最優先、法令遵守、継続的改善を社長はじめ担当役員と全社員が一丸となって取り組んでいます。

### 経営者の責務

「輸送の安全」確保が事業経営の根幹であることを深く認識し、安全性の向上に向けた全社的な取り組みを主導し、現場の状況を十分に踏まえ社内での意思疎通を積極的に図り全従業員に対して安全確保の重要性と「輸送の安全」確保最優先であることを全社員に意識付けし、安全意識の徹底を図ります。

安全に対して計画 ⇒ 実施 ⇒ 評価 ⇒ 改善のサイクル（PDCA）又は評価 ⇒ 改善 ⇒ 計画 ⇒ 実施のサイクル（CAPD）の実践により、創意工夫を行い継続的に輸送の安全性向上とレベルアップを図ります。

輸送の安全を確保するため、体制の構築など必要な措置を講じます。

### 輸送の安全と事故防止のための安全方針

輸送の安全に関する基本的な方針を設定し、輸送の安全確保は、事業運営の根幹をなすものであり、顧客の信頼・満足に深く関わるものであることを全従業員が正しく認識します。

運行管理体制及び車両管理体制の充実強化を図り、法令に定められた管理者が適切に管理し機能するよう努めます。

輸送の安全に関する情報については積極的に公表を行います。

- ・法令や社内規則を遵守するとともに、安全性向上の制度を上げるよう努めます。
- ・適切な研修・指導などの実施により、乗務員の能力向上を図ります。
- ・『運転事故、法令違反 0 件の達成し貸切バス安全評価認定制度へつながる安全への更なる取り組み』
- ・『創業以来の重大事故、第一当事者となる有責人身事故発生 0 件への継続』
- ・『目視にて確実な安全を確保しよう。』
- ・社員各々が安全方針をどの程度理解し、実践しているかを毎月行う乗務員安全教育会議で確認し、その実現に向けて努力します。

毎年度末に安全管理に関する見直しを行い、現行の安全方針の変更の必要性の有無、周知方法の見直しが必要な場合は、適宜見直しを行います。

## 輸送の安全に関する目標

### 安全運転基本動作の励行

- ・ 基本に立ち返り、安全・正確・快適な安全輸送の実施とその保持
- ・ 自分自身で考え、会社と社会、自分自身に恥じることのない行動をしましょう
- ・ 危険を感じたらまず止まりましょう。
- ・ 積雪時や雪解け時の路肩転覆防止に努めましょう。
- ・ 後退時の安全確認の徹底
- ・ 周囲の確認と後方は下車確認をし、ハザードランプを点灯し周囲に自車を認識させましょう。

## 2 令和2年度 輸送の安全に関する基本方針に関する具体的な目標及び当該目標の達成状況

### 安全方針に基づく目標と達成状況

	【目標】	【達成状況】	(前年)
重大人身事故 有責第一当事者	0件	0件	0件
人身事故	0件	0件	0件
車内事故	0件	0件	0件
物損事故	0件	0件	6件
交通違反	0件	0件	0件
点呼時の飲酒検知	0件	0件	0件

## 3 輸送の安全のために講じた達成内容と措置

### ○令和2年度に講じた措置

#### ・ 高齢運転手に対する教育の実施

65歳以上の運転手に対し適齢診断の受診と自社での社員教育を充実させました。

#### ・ 健康管理の徹底

運転手が受診する健康診断を基に、健康要注意リストアップ者に対して保険指導員の助言を受けて生活改善による健康管理体制を実施し、健康起因による事故や運行中止案件の発生を未然に防ぐ様に努めました。

SAS（睡眠時無呼吸症候群）検査と脳ドックをバス運転手に対し行いました。

定期健康診断を従来の年間1回より夏季と冬季の年間2回に増やし、乗務員の体調管理をよりこまめに管理し、乗務員及び旅客の安全確保に努めました。

#### ・ 緊急救命と防災について

コロナウイルスの影響により防災センターでの受入れがなかった為、行われませんでした。

- ・ 外部研修・セミナーへの参加

外部研修及び各種セミナーに参加し、事故防止と運転技能及び関係法蓮等の知識向上に詰めました。また外部講師による運行管理者を対象とした運行管理研修に参加し運行管理者のスキルアップを図りました。

運行管理者基礎講習の受講

運行管理者一般講習の受講

整備管理者研修の受講

運輸安全マネジメントセミナー（ガイドライン・リスク管理・内部監査）の受講

- ・ 冬季輸送の安全確保

冬季降雪地や凍結地に於ける輸送の安全確保の為、タイヤチェーンの脱着訓練及び運転訓練を実施しました。

- ・ 運行管理者の増員

綿密な運行管理体制を構築する為、運行管理者を1名増員しました。更なる運行管理者の要請の為、運行管理者基礎講習の受講と運行管理者試験の受験を行いました。

## ○令和3年度に講じようとする措置

- ・ 健康管理体制の充実

健康起因による事故や運行中止案件の発生を未然に防ぐように、健康要注意者には精密検査を受け、医療機関や保険指導員の助言に従い、更なる健康管理体制を強化する。

会社として全国健康保険協会より健康推進事業所に認定され、健康事業所宣言を行いより社員の健康に気を配り、健全な企業活動と社員が安心して働ける環境整備を行います。

定期健康診断を従来の年間1回より夏季と冬季の年間2回に増やし、乗務員の体調管理をよりこまめに管理し、乗務員及び旅客の安全確保に努めていきます。

睡眠時無呼吸症候群（SAS）スクリーニング検査の実施を運転業務従事者の過半数に対して行います。

- ・ 重大事故・事件、災害等への対応訓練実施

重大事故・事件、バスジャックやテロが発生した際および、災害時の対応について適切且つ迅速に対応できる体制を構築できる様に実地訓練を行います。引続き緊急救急救命訓練を行います。

- ・ 運行管理体制の充実

運行管理者の更なる知識の充実を図るため、運行管理者の増員と基礎講習をはじめ外部講習には積極的に参加をし、点呼執行と乗務員の指導教育レベルの向上に努めます。

又運行管理者と運転手の垣根がなくなるように経営者も含めた全社員との意見交換会の場を設け、輸送の安全に向かい全社が一丸となって安全目標を達成できる様に努めます。

- ・ 運転技術の向上

安全運転茨木中央研修場にて更なる運転技術の向上と交通安全理論について研修を行います。

#### 4 輸送の安全に関する教育及び研修の実施状況、実施予定

##### ○令和2年度の教育及び研修の実施状況について

- ・輸送の安全に対する取り組みの確認と運輸安全マネジメントに対する啓蒙を目的とし、全社員を対象に運輸安全マネジメントに沿った講習内容を全社安全教育会議内にて実施しました。
- ・新型コロナウイルスの影響により集合研修以外のeラーニングシステムの導入により、テレワークタイプの遠隔受講を可能としました。

##### ○令和3年度年間教育及び研修の実施予定は、当社の安全管理規定14条にもとづきます

- ・eラーニングシステムに加え、ドライブレコーダーの記録データを使った運転特性に応じた安全運転の指導
- ・関係法令（改正労働基準法、）・バス運転者の労働時間などの改善基準のポイント（厚生労働省）
- ・正しい運転姿勢と急ブレーキを想定した急制動実地訓練
- ・テロ・バスジャック及び自然災害を想定した緊急時の旅客誘導訓練とAEDを使った救急救命訓練
- ・冬期積雪地で安全な運行ができる為のタイヤチェーン着脱訓練と積雪路の実地走行訓練
- ・事故惹起者教育訓練（適時）

#### 5 輸送の安全に係る内部監査について

安全統括管理者は、自ら又は安全統括管理者が指名する者を実施責任者として、安全マネジメントの実施状況等を点検するため、少なくとも一年に一回以上、適切な時期を定めて輸送の安全に関する内部監査を実施する。また、重大な事故、災害等が発生した場合又は同種の事故、災害等が繰り返し発生した場合その他特に必要と認められる場合には、緊急に輸送の安全に関する内部監査を実施する。安全統括管理者は、前項の内部監査が終了した場合はその結果を、改善すべき事項が認められた場合はその内容を、速やかに、経営トップに報告するとともに、輸送の安全の確保のために必要な方策を検討し、必要に応じ、当面必要となる緊急の是正措置又は予防措置を講じる。

#### 6 安全統括管理者に係る情報

代表取締役 中西英二

#### 7 行政処分

令和2年度の行政処分はありません。